

志學館大学図書館資料収集管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学図書館規程第5条の規定に基づき、図書、雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の資料（以下「資料」という。）の収集管理に関し、必要な事項を定める。

(資料の収集と管理)

第2条 資料の収集は、購入、受贈、編入、移管等によって行う。

2 図書館は、予算、蔵書構成、教育効果及び経済的な効率を考慮し、図書館長（以下「館長」という。）が承認した場合、次の各号に掲げる資料を収集するものとする。

- (1) 教職員が推薦した資料
- (2) 学生及びその他の利用者が希望した資料

3 前項各号の推薦及び希望は、所定の書面によるものとする。

4 資料のうち図書及び視聴覚資料（以下「図書資料等」という。）は、「志學館学園經理規則」に従って管理することを原則とする。

5 館長は、資料の収集及び管理を統括する。

(購 入)

第3条 資料の購入、検収及び購入に係る証憑書類の整備は、志學館学園經理規則に従って行うものとする。

(受 贈)

第4条 寄贈の申出のあった資料の受贈の可否は、次の各項を基準として、館長が決定する。

2 寄贈の申出のあった資料のうち、次の各号に掲げるものは受入れることができる。

- (1) 本学教職員の著作物
- (2) 本学、政府及び地方自治体の刊行物
- (3) その他、館長が教育研究上必要と認めたもの

3 寄贈の申出のあった資料のうち、次の各号に掲げるものは受入れないものとする。

- (1) 特定の企業、政治団体、宗教団体等が広告、宣伝を目的として発行したと判断されるもの
- (2) 学術的又は資料的価値が低いもの
- (3) 既に同一資料が、相当数所蔵されているもの
- (4) 汚損又は破損が著しく、補修に要する費用が購入するよりも高額なもの
- (5) その他、大学図書館の資料としてふさわしくないと認められるもの

(編 入)

第5条 図書館は、雑誌を合本製本し、編入することができる。

(移 管)

第6条 図書館は、志學館学園内で資料の管理移行の必要が生じたときは、移管の手続きを行うものとする。

(価 格)

第7条 資料のうち図書資料等の価格は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 購入した図書資料等は、購入価格とする。

- (2) 受贈した図書資料等は、別表のとおりとする。
- (3) 合本製本した図書は、製本費とする。
- (4) 移管された図書資料等は、移管元での価格とする。
- (5) 会費を納入して配布を受けた図書資料等は、会費額とする。

2 価格が複数の図書資料等に一括して定められている場合は、按分した価格とする。

(原簿への登録等)

第8条 収集した資料のうち、固定資産として登録する「図書は図書原簿」、「視聴覚資料は視聴覚原簿」に登録し、受入登録印を付す。

2 雑誌は、雑誌受入簿に登録し、受入印及び受入番号を付す。

(装 備)

第9条 図書資料等の装備は、「志學館大学図書資料等装備仕様」による。

(整 理)

第10条 図書資料等の整理は、日本十進分類法及び目録法等に基づいて行う。

(蔵書点検)

第11条 館長は、年1回又は必要なときに蔵書点検を行い、記録するものとする。

(除 籍)

第12条 次の各号の一に該当する資料は、除籍する。

- (1) 蔵書点検により所在不明として記録され、引き続き3年以上所在が不明のとき。
- (2) 未返却者に対して督促しても返却されず、返却期限日から4年以上経過したとき。
- (3) 汚損若しくは破損が著しく、補修が不可能なとき又は補修に要する費用が、同一の資料の取得に要する費用より高額であると認められるとき。
- (4) 災害又は事故等により回収不能なとき。
- (5) 重複した資料で、副本措置が不要であると認められるとき。
- (6) 媒体変換により、以前の資料に利用価値がなくなったと認められるとき。
- (7) 利用及び管理上、数量更正の必要が生じたとき。
- (8) 研究者が、科学研究費により購入し寄贈した資料で、当該研究者が異動により他の研究機関に所属することとなり、返還願が提出されたとき。
- (9) その他、館長がやむを得ないと認めたとき。

2 前項による除籍は、図書館委員会の議を経て学長が承認し、理事長に報告するものとする。

(除籍した資料の処理)

第13条 前条第2項の除籍の承認を得た資料は、除籍簿に登録し、図書原簿又は視聴覚原簿から抹消し、除籍印を押印する。

2 館長は、除籍した資料を、次の各号により処理するものとする。

- (1) 前条第1項第3号、第5号、第6号及び第9号に該当し除籍した資料は、利用者に放出することができる。
- (2) 前条第1項第8号に該当し除籍した資料は、当該研究者に返還する。
- (3) 前条第1項第1号、第2号、第4号に該当する資料は廃棄する。
- (4) 前条第1項第7号に該当し除籍した雑誌は、合本製本し編入する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、資料の整備に関し必要な事項は、図書館委員会の議を経て館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「志學館大学図書館資料除籍規程」、「志學館大学図書館図書寄贈受入規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項第2号関係）

受贈した図書資料等の価格

形 態	区 分		価 格
図 書	図書	価格表示あり	表示価格
		価格表示なし	1 ページ10 円で換算する。
視聴覚資料	DVD VTR	価格表示あり	表示価格
		価格表示なし	学術 10,000 円
			一般 4,000 円
	CD CD-R CD-ROM	価格表示あり	表示価格
		価格表示なし	1,500 円